

議案第 82 号

墨田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 5 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

墨田区心身障害者福祉手当条例（昭和 48 年墨田区条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「、第 2 号及び第 4 号」を「から第 3 号まで及び第 5 号」に改め、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 精神障害者

第 9 条第 1 号及び第 10 条第 2 号中「及び」を「又は」に改める。

別表中

知的障害者	1 知的発達の遅滞の程度が中度以上である者	15,500円
	2 知的発達の遅滞の程度が軽度である者	7,750円

を

「

知的障害者	1 知的発達の遅滞の程度が中度以上である者	15,500円
	2 知的発達の遅滞の程度が軽度である者	7,750円
精神障害者	障害等級 1 級の障害を有する者	7,750円

に改め、備

考 3 を備考 4 とし、備考 2 を備考 3 とし、備考 1 の次に次のように加える。

2 障害等級とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級をいう。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第9条第1号及び第10条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）第2条第3号及び別表（精神障害者に係る部分に限る。）の規定は、令和3年10月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用する。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において新条例第2条第3号の精神障害者（以下「精神障害者」という。）であって、次に掲げるものに係る新条例第3条第2項第4号の規定の適用については、同号中「65歳に達する日の前日」とあるのは、「令和3年12月28日」とする。

(1) 施行日において年齢が65歳以上の者であって、精神障害者となった年齢が65歳未満のもの

(2) 施行日の翌日から令和3年12月28日までに65歳に達する者

4 施行日の前日に精神障害者であって、令和3年12月28日までに新条例第4条に規定する受給資格の認定の申請（以下「申請」という。）をしたものについては施行日に、施行日から同月28日までの間に精神障害者となった者であって、同日までに申請をしたもの（精神障害者となった日に申請をした者を除く。）については精神障害者となった日に、申請があったものとみなす。

（提案理由）

精神障害者の福祉の一層の向上を図るため、心身障害者福祉手当の支給対象に精神障害者保健福祉手帳1級の者を加えるほか、所要の改正をする必要がある。